

<p>令和2年度から継続 市</p> <p>市税の徴収猶予 税務課 収税係 ☎72-2101 (内線194~199)</p>	<p>収入が減少し、市税の納付が困難な場合は、最長1年間、市税の徴収猶予を受けることができます。</p>
<p>令和3年度分の申請 市</p> <p>国民健康保険税の減免 高齢者・保険課 国保年金係 ☎72-2101 (内線322)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方に対して国民健康保険税の減免を行います。 【全額免除の対象】 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 【所得金額により減額または免除になる対象】 主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入の減少が見込まれ、下記の要件に全て該当する世帯 ①所得が前年より3割以上減った方 ②前年の合計所得が1,000万円以下 ③減少することが見込まれる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下</p>
<p>令和2年度から継続 市</p> <p>後期高齢者医療保険料の減免 高齢者・保険課 医療係 ☎72-2101 (内線327・328)</p>	<p>【全額免除の対象】主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 【所得金額により減額または免除になる対象】 主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入の減少が見込まれ、下記の要件に全て該当する世帯 ①所得が前年より3割以上減った ②前年の合計所得が1,000万円以下 ③減少することが見込まれる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下</p>
<p>令和2年度から継続 国</p> <p>国民年金保険料の免除 岡谷年金事務所 ☎23-3661 高齢者・保険課 国保年金係 ☎72-2101 (内線324)</p>	<p>収入の減少や失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付猶予を受けることができます。</p>
<p>令和2年度から継続 市</p> <p>介護保険料の減免 高齢者・保険課 介護保険係 ☎72-2101 (内線336・337)</p>	<p>【全額免除の対象】主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 【所得金額により減額または免除になる対象】 主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入の減少が見込まれ、下記の要件に全て該当する世帯 ①所得が前回より3割以上減った方 ②減少することが見込まれる所得以外の前年所得の合計額が400万円以下の世帯</p>
<p>令和2年度から継続 市</p> <p>イベントを中止などした主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄付金控除の適用 税務課 市民税係 ☎72-2101 (内線172~174)</p>	<p>イベント等の参加費、入場料などの払戻を請求しなかった場合に、放棄した金額が所得税や個人住民税における寄付金控除(税額控除)の対象となる場合があります。</p>
<p>新規 市</p> <p>ちの泊まって応援キャンペーン「ちの割 第2弾」 ちの割専用コールセンター ☎090-7254-9781</p>	<p>対象宿泊施設に長野県居住者が宿泊する際、宿泊割引および地域で利用できる観光クーポンを配布します。 【割引金額】1人1泊2,000円+観光クーポン1,000円分 【割引の条件】1人1泊あたりの基本料金が2,000円以上 【割引適用方法】①ちの割を適用できることを確認し、宿泊施設を予約 ②チェックイン時に宿泊助成金利用承諾書を記入 【割引助成人数】35,000人(予定)。予定割引人数に達し次第終了 【割引対象期間】7月16日(金)チェックイン~9月30日(木)チェックアウトまで</p>
<p>新規 社</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種会場への送迎支援 茅野市社会福祉協議会 ☎73-4431 【ワクチン接種送迎予約専用ダイヤル】 ☎82-3390 ※接種予約日の1週間前までに予約</p>	<p>ワクチン集団接種会場(健康管理センター)への送迎支援として、茅野市社会福祉協議会が専用車両で送迎することができます。平日の9時から17時30分までの間で、ワクチン接種予約日に合わせて送迎します。(料金は無料です) 【対象】 ①自家用車の運転ができない方(運転免許証を有しない方) ②家族の送迎が望めない方 ③送迎車両に自ら乗降できる方(乗降に介助を要する場合は介助者の同乗を求めます) ④公共交通手段を利用できない方</p>

新型コロナウイルス感染症対策 個人向け／事業者向け 支援策

令和3年8月1日現在の、国・県・市等による新型コロナウイルス感染症対策の支援策をお知らせします。ご利用ください。

新型コロナウイルス感染症対策【個人向け支援策】

● 子育て世帯

国…国の支援策 県…長野県の支援策 市…茅野市の支援策 社…社会福祉協議会の支援策

新規 国

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)
こども課 こども・家庭支援係
☎72-2101 (内線611・614)

低所得の子育て世帯(ひとり親世帯)の生活を支援するため、特別給付金を給付します。
【対象】
①令和3年4月分の児童扶養手当受給者(給付済)
②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が急変し、児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
【給付額】対象児童1人当たり5万円

新規 国

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の子育て世帯分)
こども課 こども・家庭支援係
☎72-2101 (内線611・614)

低所得の子育て世帯(ひとり親以外の子育て世帯)の生活を支援するため、特別給付金を給付します。
【対象】
令和3年3月31日時点で、18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)を養育する方(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
①令和3年度の住民税が非課税の方
②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となっている方
【給付額】対象児童1人当たり5万円

● 感染または感染の疑いで無給や減給になった方

令和2年度から継続 市

国民健康保険の傷病手当金
高齢者・保険課 国保年金係
☎72-2101 (内線322)

国民健康保険被保険者で、会社等を休み、事業主から十分な給与等を受けられない方に、傷病手当金を給付します。
【対象】新型コロナウイルスに感染した、または感染が疑われる方
【給付額】直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×支給対象日数

令和2年度から継続 市

後期高齢者医療の傷病手当金
高齢者・保険課 医療係 ☎72-2101 (内線327・328)

後期高齢者医療被保険者で、会社等を休み、事業主から十分な給与等を受けられない方に、傷病手当金を給付します。

● 休業等により収入減した方

新規 国

新型コロナ感染症生活困窮者自立支援金
地域福祉課 生活福祉係
☎72-2101 (内線317・318)

【対象】都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特定貸付における総合支援資金の再貸付を受けた者であって、令和3年8月31日までに再貸付の最終借入月が到来している者、または再貸付の申請を行ったが不決定になった者(※申請者の世帯の収入及び資産、申請者の求職活動の要件があります。)
【給付額】1か月ごとに単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上の世帯：10万円
【支給期間】3か月間 【申請期間】8月31日(火)まで

令和2年度から継続 市

生活保護
地域福祉課 ☎72-2101(内線317・318)

世帯の収入が国の定める最低生活費を下回っており、世帯主、世帯員の能力、資産を最低生活の維持のために活用してもなお生活に困窮している世帯へ生活保護費を給付します。金額は現在の収入等の状況により変わります。

令和2年度から継続 社

生活費等の必要な資金の貸付け
茅野市社会福祉協議会
☎73-4431

長野県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付けを行う生活福祉資金貸付事業を実施しています。受付窓口を茅野市社会福祉協議会で行っています。
【特例貸付の受付期間】令和3年8月末まで
◎相談の受付は原則予約が必要

● 収入減により家賃が払えない方

令和2年度から継続 市

住居確保給付金
地域福祉課 生活福祉係
☎72-2101 (内線317・318)

【対象】離職や減収などで住居を失った、または失うおそれのある方(※申請者の世帯の収入および資産、申請者の求職活動の要件があります。)
【給付額】単身世帯 月額31,800円以内、2人世帯 月額38,000円以内、3~5人世帯 月額41,300円以内
【給付期間】原則3か月、最長9か月
【再支給】住居確保給付金の支給期間が終了した方に対し、解雇以外の離職や休業に伴う収入減少の場合でも申請により1度限り、3か月間の再支給ができます(9月30日(木)までの申請受付)

※生活保護の重複受給はできません。

新型コロナウイルス感染症対策【事業者向け支援策】

貸付

令和2年度から継続

市

特別経営対策資金 特別経営対策借換資金

商工課 商業労政係
☎72-2101（内線434）

特別経営対策資金

【限度額】2,000万円 【貸付期間】10年以内
【保証料補助】8/10（セーフティネット保証、危機関連保証利用の場合は10/10）
【利子補助】貸付金利1.2%のうち、1.0%（借入後2年間）

特別経営対策借換資金

【限度額】3,000万円 【貸付期間】10年以内
【保証料補助】8/10（セーフティネット保証、危機関連保証利用の場合は10/10）
【貸付金利】年利1.2%

令和2年度から継続

市

中小企業者等応援金

商工課 工業・産業振興係
☎72-2101（内線432）

【対象】令和2年の売上高または事業収入が令和元年と比較し10%以上減少した市内中小企業者等
【支給額】

- ①令和2年売上高または事業収入が令和元年と比較し10%以上減少した場合 5万円
- ②令和2年売上高または事業収入が令和元年と比較し50%以上減少し、かつ、いずれかの売上高または事業収入が1,000万円以上の場合 10万円

【申請期間】受付中～令和3年8月31日

新規

市

新型コロナウイルス感染防止強化対策補助事業

商工課 工業・産業振興係
☎72-2101（内線432）

【対象】市内中小企業者等が行う感染症対策への設備投資（換気設備、間仕切り等）

【支給額】補助対象経費の2/3 補助上限額 10万円

（ちのあんしん認証EATを取得した事業者 補助率10/10）

【補助対象期間】令和3年4月1日～9月30日

【申請期間】受付中～令和3年10月31日

新規

市

新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金

商工課 工業・産業振興係
☎72-2101（内線432）

【対象】新型コロナウイルス感染症第4波の影響により売上が著しく減少した市内中小企業者等

- ①令和3年の3/1～5/31の売上合計額が令和元年の同期間と比較し20%以上減少した事業者 10万円
- ②令和3年4月～5月の期間において、市が主催、共催する催事への中止等に伴うキャンセル料等の実費に対し支給 上限10万円

【申請期間】受付中～令和3年10月31日

対象は令和3年度分

市

消毒委託支援事業補助金

商工課 工業・産業振興係
☎72-2101（内線432）

【対象】感染症に感染した方が勤務、または居住する市内事業所、住居等の消毒を専門の業者に委託した経費

【補助額】補助対象経費の10/10（上限30万円）

対象は令和3年度分

市

事業者PCR検査費用補助金

商工課 工業・産業振興係
☎72-2101（内線432）

【対象】市内事業者等が営業活動のために、従業員等が受けたPCR検査費用の一部

【補助額】補助対象経費の2/3 1検体あたりの上限1万円

※事業者の従業員数により検体数上限あり

【補助対象期間】令和3年4月1日～令和4年3月31日

【申請期間】受付中～令和4年3月31日

給付

令和2年度から継続

国

高収益作物次期作支援交付金

農林課 農政係
☎72-2101（内線402・403）

【対象】令和3年1月～3月の間に切り花、特定の柑橘類・つまもの類などについて出荷実績がある生産者のうち、対象品目の売り上げが平年より減少した生産者

【交付額】基本単価：10a当たり5万円

施設栽培の花き等：10a当たり80万円

施設栽培の果樹：10a当たり25万円

※ただし、支援額は各生産者の減収額の8割まで

新規

県

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査の費用助成制度

長野県介護支援課 ☎026-235-7113

【対象】高齢福祉関係施設、障害福祉関係施設の入所施設および通所・訪問事業所等が特別警報I（警戒レベル4）以上の発令期間および発令期間解除後2週間以内に従業員等を対象に自主的に複数回行ったPCR等検査に係る費用

【補助額】検査1件ごと

①対象期間中に複数回検査を実施した場合 補助対象経費の9/10以内（上限23,000円）

②対象期間中に1回のみ検査を実施した場合 補助対象経費の2/3以内（上限15,000円）

新規

市

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の自主検査の費用助成制度

高齢者・保険課 ☎72-2101（内線334）

【対象】高齢福祉関係施設、障害福祉関係施設の入所施設および通所・訪問事業所が特別警報I（警戒レベル4）以上の発令期間および発令期間解除後2週間以内に従業員等を対象に自主的に複数回行ったPCR等検査に係る費用

【補助額】検査1件ごと、対象期間中に複数回検査を実施した場合、補助対象経費の1/10（従業員等1人につき2回まで）

【補助対象期間】令和3年4月1日～令和4年3月31日

令和2年度から継続

市

市税の徴収猶予

税務課 収税係 ☎72-2101（内線194～199）

収入が減少し、市税の納付が困難な場合は、最長1年間、市税の徴収猶予を受けることができます。

その他